

自由民主党道州制調査会「道州制に関する第2次中間報告」に対する全国知事会会長コメント

自由民主党道州制調査会は、「道州制に関する第2次中間報告」を決定し、本日、党政審・総務会に報告した。

この「中間報告」では、明治以来の中央集権体制を一新し、地方分権体制への大規模な転換を行うための新たな「国のかたち」を創造していくものとして道州制を捉えている点について評価するものである。

また、道州を都道府県に代わる広域自治体とし、国が本来果たすべき国家の存立や国家戦略に係る役割以外の事項については、政策の企画立案機能も含め原則として地方に移譲すべきとしているなど、その基本的認識は、全国知事会の「道州制に関する基本的考え方」と大きな相違はないものと理解している。

全国知事会では、本報告の「素案」が取りまとめられた際、道州制に関する我々の基本的な考え方と異なる主な論点について意見を申し上げたところであるが、今後、本報告に向け取りまとめが進められる段階で、次の諸点についての我々の意見を踏まえ、議論を尽くし対応されることを要望する。

1 道州制における税財政制度について

道州制における税財政制度に関しては、国から地方への税源移譲税目として消費税を対象としていないが、地方税財源の充実強化と偏在是正には地方消費税の充実が最優先の課題である。また、国・地方間の財政調整として「シビル・ミニマム交付金」と称する新たな国からの交付金の創設を提案しているが、このような国庫補助負担金類似の交付金の創設は、地方の自由度・裁量性を高めることに繋がらず、これらは、いずれも地方分権推進の観点から問題があると考えられる。

さらに、将来（第二段階）においては道州間の財政調整システムも廃止するとしている点については、道州間の税財源の偏在がある中で、現実的でないと考えられる。

2 道州制議論の今後の進め方について

道州制の検討に当たっては、国民の意識を醸成し、理解を得ることが大きな課題であり、道州制の具体的なイメージについて、分かりやすく情報発信を行うことが必要である。

自由民主党におかれては、国民的な幅広い議論を起こしていただくなど、真に地方分権の進展に寄与する道州制議論に向けた今後の検討に期待するものである。

平成19年6月19日

全国知事会
会長 麻生 渡